

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

第2期 新たなエネルギーのまちの形成による経済と環境の共存プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県柏崎市

### 3 地域再生計画の区域

新潟県柏崎市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 【人口】

昭和46年に北条町と合併して以降、本市の人口は増加し続け、平成7年にはピークの88,962人となった。その後、平成17年の高柳町及び西山町との合併により94,342人となって以降は、一貫して減少を続け、令和2年には81,745人となった。住民基本台帳によると、令和5年には77,481人となっている。今後人口が「合計特殊出生率が平均値で推移した場合」の推計値は、令和52年には32,073人となると見込まれている。

人口減少の要因の一つとして、出生数の減少が挙げられる。平成17年の合併以降は、出生者数は減少傾向、死亡者数は微増傾向にあり、令和2年から令和5年までの平均値では、出生者数は死亡者数の3割にも満たない状況となっている。

また、社会増減については、令和元年から令和5年までの5年間の転入・転出の平均値を比較すると、転出数が多く、▲474人の社会減となっている。男女別及び年齢別の傾向としては、男性では、令和元年の20歳～24歳が令和6年に25歳～29歳になる5年間で最も減少しており、女性では、令和元年の15歳～19歳が令和6年に20歳～24歳になる5年間で最も減少している。20歳～29歳の若い世代の理由別転出状況を見ると、職業を理由とする異動が最も多くなっており、選ばれる就職先が市内に少ないこと等が要因と考えられる。

## 【就業・全産業】

本市の就業人口は、人口の推移と同様に平成7年の53,264人をピークに減少に転じ、令和2年には38,970人となっている。令和2年の国勢調査の結果によると、産業別就業人口の構成割合は、第三次産業が62.0%、第二次産業が35.1%、第一次産業が2.9%という状況である。人口減少や少子高齢化により、どの業種においても人材不足であることや、若者や女性が働きたいと思える企業が少ないことが要因として考えられ、商店街を中心に空き店舗が増加したことによるにぎわいの低下も見られる。

本市の基幹産業であるものづくり産業においては、地域間や価格競争が激化する中、主たる機械金属系の部品製造において、中小製造業者が有する個々の技術に磨きを掛け、付加価値の高い製品づくりを目指す一方、ものづくりを担う若手技能者の養成を目的に産学官が連携した研修事業等に取り組んでいる。

農林水産業も他の産業同様、担い手不足が深刻である。持続可能な産業となるよう新規就業者に対する支援を行い、担い手を確保するための取組を進めている。

観光産業では、令和6年度の観光入込数が約218万人であり、「えんま市」や「ぎおん柏崎まつり海の大花火大会」等、夏季を中心とした誘客の構造となっている。また、宿泊を伴わない通過型観光が多く、食、酒、海や山等の景観、歴史・文化等の多様な地域資源を磨き上げるとともに、体験や交流等を取り入れた通年型の観光ルートづくりに取り組んでいる。

また、石油産業・原子力産業のまちとして歩んできた歴史を踏まえ、次世代エネルギーの活用による温暖化対策を推進し、エネルギー・環境関連産業の創出に向けた研究・調査を行い、新たなエネルギーのまちの形成を目指している。

## 【課題】

少子化による人口減少や後継者の不在により、商店街を中心に空き店舗が増加しており、にぎわいや地元購買率が低下傾向にある。さらに、若者の転出や後継者不足による卸売業・小売業の事業所数の減少や第一次産業従事者の高齢化と担い手不足を始めとする就労人口の減少により、生産性の減少が見込まれる。これを解消するため、若者を始め女性や高齢者、障がいのある人等がそれぞれの特性を發揮しながら活躍できる雇用環境や就労機会の充実を図るとともに、若者が地

元企業の魅力に触れ、知る機会を増やすことで就労につなげる必要がある。

観光においては、最盛期には 100 万人ともいわれた海水浴客が近年では 30 万人程に減少し、海水浴を中心とした夏の観光における時代からのニーズ変化への対応が求められている。通年型・滞在型観光への転換を図るために、各種統計データ等に基づく事業の大胆な変革、既存の観光資源の利活用による新しい観光的価値の創出や観光商品の造成に官民が連携して取り組む必要がある。

令和 4 年 3 月に地域エネルギー会社を設立し、公共施設から供給を開始しており、今後は市内産業界への脱炭素エネルギーの供給を拡大する必要がある。

### 【目標】

このように、若者や女性が就職を理由に転出する傾向が強いことから、地域産業の活性化によりまちの活力を高め、地域に雇用を生み出すため、基幹産業であるものづくり産業を始めとしたあらゆる産業分野において、生産性向上と競争力強化を促進するための施策を展開する。また、地域ブランド等による付加価値の創造や、観光産業のより戦略的な取組を見出すことで、交流人口の拡大と観光産業の振興に取り組む。さらに、脱炭素エネルギーの利活用により、産業界の競争力強化を図ることで、環境・経済の両面で持続可能な脱炭素社会を構築する。

全ての産業が未来を切り拓いて行くため、新たな価値を生み出すことで、人口減少を抑制し、本市の将来を担う若者や女性から選ばれるまちづくりの実現を目指す。

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	男性の育児休業取得促進事業 奨励金の交付件数	24件	32件	主要施策 3-1
イ	製造業従事者一人当たりの (粗) 付加価値額	11.4百万円 (令和5年度)	12.6百万円	主要施策 3-2

ウ	新たに柏崎で企業立地する事業者（令和6年度からの累計）	1事業者	14事業者	主要施策3-3
エ	「柏崎市創業支援等事業計画」に基づく創業者数	16人 (令和2~6年度平均)	20人	主要施策3-4
オ	米山プリンセス認証者数	5人	30人	主要施策3-5
カ	水産物の水揚高（出荷額）	115,922千円 (令和5年度)	140,902千円	主要施策3-6
キ	観光入込数（年度）	2,181,140人	2,696,000人	主要施策3-7
ク	供給先で使用する電力の脱炭素エネルギー導入比率	19.0%	60.0%	主要施策3-8

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

地域産業の活性化事業

ア 育児休業取得促進事業

イ 工業振興事業

ウ 企業立地事業

エ 創業支援事業

オ 柏崎産米ブランド化推進事業

カ 漁業就業者支援事業

キ 新たな海の柏崎モデル事業

ク 次世代エネルギー活用推進事業

#### ② 事業の内容

## ア 育児休業取得促進事業

男性の育児参画を促進し、男女が共に働きやすく、仕事と家庭が両立できるように職場環境の整備を図る事業

## イ 工業振興事業

様々な支援制度の活用を通じたものづくり産業の生産性向上や、受注開拓及び人材確保を図る事業

## ウ 企業立地事業

企業立地の新たな受け皿となる産業団地の整備や企業誘致による雇用機会及び税収の確保並びに地域産業の活性化により、経済の持続的な発展を目指す事業

## エ 創業支援事業

創業塾や相談会により創業希望者を発掘し、創業の基礎知識を学んだ上での創業を促すことで創業率や事業継続性の向上を図るほか、創業に係る経費を補助し、創業の機運を高める事業

## オ 柏崎産米ブランド化推進事業

柏崎市認証米「米山プリンセス」を旗艦米とした柏崎産米を消費者に訴求し、有利販売の拡大による農業所得の向上を目指す事業

## カ 漁業就業者支援事業

新たに漁業を始める人に対し、漁船の購入などの経済的な支援を行い、漁業経営の安定化と新規就業につなげる事業

## キ 新たな海の柏崎モデル事業

海辺でのキャンプやバーベキュー、マリンスポーツ・ビーチスポーツ、海洋生物観察等を楽しめる環境を整備し、海水浴を中心とした観光からの転換を図る事業

## ク 次世代エネルギー活用推進事業

柏崎市地域エネルギービジョンに基づき、再生可能エネルギー及び次世代エネルギーを活用して、温室効果ガスの排出を減らしていく地域社会づくりを推進する事業

※ 本市の第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第六次総合計画前期基本計画と一体化した。「未来を<sup>ひら</sup>く産業イノベーションへの更なる挑

戦」を重点戦略の1つとして掲げ、本市の特性をいかした環境・エネルギー産業や基幹産業であるものづくり産業の稼ぐ力の拡大により経済活動を高め、全ての産業の活性化により新たな雇用や魅力ある職場環境づくりに取り組むこととしており、「第2期 新たなエネルギーのまちの形成による経済と環境の共存プロジェクト」はこれらを総合的に実施する事業である。また、K P Iとして4の【数値目標】に記載した8つを定めており、本事業はこの目標の達成に寄与するものである。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

225,600千円（令和8年度～令和11年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度10月頃、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組について確認する。また、検証後は本市の公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

## 6 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで